

# 聚楽保育所の運営を希望される法人等の方々へ

## ※必ずお読みください

京都市聚楽保育所では、保護者が日々の子どもの様子や様々な学習の機会を通して、子どもの発達と保育についての理解を深め、そのなかで聚楽保育所の保育実践を高く評価してきました。

そのため、今回の民間移管によってそれらが失われることがないように、私たち聚楽保育所の保護者は、これまで聚楽保育所が培ってきた保育実践の蓄積や市営保育所としての機能・役割が確実に継承されること、移管後の保育所においても、これまでと同等、あるいはそれ以上の保育が行われることを繰り返し京都市に確認してきました。

また、それらを実現するため、移管先となる法人等が満たすべき条件についても提案を重ねてきました。

しかしながら、確定した募集要項には、そうした保護者の意見や提案はほとんど反映されず、現在の聚楽保育所の保育を引き継ぐには極めて不十分な募集条件となってしまいました。

すでに民間に移管された元市営保育所の保護者より、保育の現場が混乱し子どもたちにも変化が現れているという声も寄せられるなか、私たち聚楽保育所の保護者は、移管が子どもたちの成長や発達に及ぼす影響に強い不安を覚えています。

以下には、民間移管にあたって、聚楽保育所の保育や機能・役割を確実に継承していただくために、移管先となる法人等に遵守いただく条件と、その理由を挙げています。

いずれも大切な条件ばかりです。これらを「実行できない」「理解できない」のであれば、くれぐれも応募はお控えください。

2019年10月

京都市聚楽保育所保護者会

※ はじめに、応募を検討される法人は必ず、以下の条件を満たしてください。

- ① 認可保育所の運営経験を持つ法人等であること。
- ② 認可保育所の運営実績を6年（一人の子について、0歳から5歳までの保育を最低1度担当する年数）以上有すること。
- ③ 移管後は認可保育所として運営すること。

## 以下のことが「できない」「理解できない」 のであれば、応募はお控えください

1. これまで聚楽保育所が育ててきた保育を尊重し、その保育を継続するとともに名称を残すこと  
※移管後も名称も含めて「聚楽保育所」の保育を継続してください
2. 職員および法人役員の方たち全てが、常に個々の子どもの「最善の利益」を保障すること  
※保育所に関わる全員が子どもに目を向けて運営にあたってください
3. 経営のための保育所ではなく、福祉としての保育所であり続けること  
※何よりも保育を必要とする子ども、家庭のための運営をしてください
4. どんな子ども・家庭でも、保育を必要とする人たちのために常に受け入れられる体制を確保すること  
※障害や家庭環境などを理由に受け入れの拒否をしないでください
5. 職員の満足度を高め、働き続けたいと思われる保育所であり続けること  
※適切な保育を実践するために職員の安定した労働環境を確立してください
6. 保護者との良好な関係性を維持し、保護者の意向なく、保育に関わる内容を変更しないこと  
※子どもの保育は保護者と共に作り上げるものであることを理解ください
7. 保護者の不安に最大限配慮し、保護者の要望に誠実に対応するとともに、誠意をもって解決すること  
※子どものために保護者が抱える様々な不安に確実に対処してください
8. 保育に関して法人と保護者が対等であることを認め、保護者会活動の自主性・自立性を尊重すること  
※これまで通りの、子どものための保護者の活動を保障してください
9. 移管当日から聚楽保育所の保育を確実に引き継ぐため、移管法人として確定した日から準備すること  
※共同保育期間だけでは到底、引き継ぐことはできないとお考えください
10. この「保護者のページ」の内容を理解し、これを遵守する旨の誓約書を保護者会宛に提出すること  
※次ページの誓約書をご確認ください

令和元年度京都市聚楽保育所移管先法人等兼京都市じゅらく児童館受託者の選定に係る募集において、京都市聚楽保育所の移管先候補に選定された法人等は、令和元（2019）年度中に、以下の誓約書を当該時点における京都市聚楽保育所全保護者宛に提出してください。

----- 切り取り線 -----

## 誓約書

京都市聚楽保育所全保護者 各位

誓約者が、本「保護者のページ」に示された全ての内容について理解し、これを遵守することを誓約します。

年 月 日

誓約者の住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

誓約者名

（法人にあつては、名称及び代表者名）

印

電話（ ） -

## 目 次

### ●京都市聚楽保育所の移管先への応募にあたって ……p. 1

・はじめに ……p. 1

・聚楽保育所保護者が求める移管への条件 ……p. 2

1 運営実績について ……p. 2

2 保育所運営に関して ……p. 2

3 職員について ……p. 3

4 その他の保育所運営に関する事 ……p. 9

5 保育内容について ……p. 12

・聚楽保育所の保護者が感じている不安の声 ……p. 15

1 保護者に自由に書いていただいた掲示板 ……p. 15

2 京都市によるアンケート内容とその結果 ……p. 17

3 保護者会によるアンケート内容とその結果 ……p. 18

### ●参考資料 ……p. 26

(資料1) 保育士等(民間)のキャリアアップの仕組み・処遇改善のイメージ

(資料2) 保育士等(民間)のキャリアアップの仕組み導入後の職制階層(イメージ)

(資料3) 聚楽保育所保護者が求める「移管後の運営に係る基本事項」

(資料4) 募集要項と聚楽保育所保護者会案の基本事項の対比表

(資料5) 聚楽保育所の民間移管に係る三者協議会設置要項

(資料6) 募集要項と聚楽保育所保護者会案の設置要綱の対比表

(資料7) 聚楽保育所保護者アンケートの結果

(資料8) 聚楽保育所の保護者アンケートの結果(追加資料)

(資料9) 聚楽保育所保護者会民間移管対策委員会ニュースレター『たけうま』

2019年10月11日

京都市聚楽保育所の移管先への応募を検討される法人等の皆様

京都市聚楽保育所保護者会  
(会長 末友 響子)

## 京都市聚楽保育所の移管先への応募にあたって (必ずお読みください)

### はじめに

今回の京都市聚楽保育所の民間移管については、多くの保護者が、子どもの安全な生活や健全な成長に及ぼす影響を強く心配しており、たくさんの不安の声を挙げています。移管にあたって市営保育所の保育の内容や水準を引き継ぐこと、そして子どもや保護者に影響や負担を生じさせないことは最低条件であり、全ての子どもと保護者の願いであることは言うまでもありません。

しかしながら、これまでの京都市（子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室）の説明や対応、京都市はぐくみ推進審議会児童福祉分科会の市営保育所移管先選定部会で交わされた議論、その後に提示された「令和元年度京都市聚楽保育所移管先法人等兼京都市じゅらく児童館受託者の選定に係る募集要項」（以下、「募集要項」）の内容、そして、それらにおいて示された保育やその現状をめぐる認識等々は、こうした保護者の不安に応えるものとはほど遠く、むしろ疑問や不安が増すばかりであり、民間移管において市営保育所の保育内容や水準を引き継いでいく上で、不十分かつ不適當なものであると言わざるを得ません。

くわえて、本年4月に私たち保護者会が実施した独自の意向調査について回答をいただいたのは1法人のみ（2019年10月11日現在）であり、対して京都市の意向調査への回答では、募集を検討・興味ありとする法人が計4法人という結果でした。この結果は、私たち保護者会の思いや意向に寄り添っていただけない法人が応募を検討されていることを示しており、非常に落胆するとともに、移管を検討する法人に対する不信感を強める結果となりました。

そこで、以下に私たち聚楽保育所保護者会として、長い年月をかけて育まれた聚楽保育所の保育を引き継ぐ上で最低限必要な条件を、その理由とともに提示いたします。いずれも大切な条件ですので、これらの条件を順守いただける法人のみが手を挙げてください。また、私たち保護者が感じている不安・疑問についても掲載いたします。それぞれの保護者が感じる不安について熟読いただき、寄り添っていただける法人のみが手を挙げてください。

そのような法人とでなければ、私たち保護者の不安や疑問、不信感を払拭し、今後の聚楽保育所の保育を共に作り上げる信頼できるパートナーとしての関係を築くことは難しいのが実情です。このような私たち聚楽保育所保護者会の考えを踏まえ、大きな覚悟と決意をもって移管先法人として応募いただきますよう、切にお願い申し上げます。

## 聚楽保育所保護者会が求める移管への条件

私たち聚楽保育所保護者会として、市営保育所として育まれた聚楽保育所の「子どもの主体としての心を育てる保育」を引き継ぐ上で最低限必要な条件を以下に提示いたします。

また、本内容をまとめた聚楽保育所保護者会が提案する「移管後の運営に係る基本事項（以下、基本事項）」（資料3）「聚楽保育所の民間移管に係る三者協議会設置要領（以下、設置要領）」（資料5）と、それらの対比表も添付しておりますので、ぜひご確認ください。

### 1 運営実績について

- ・ 認可保育所の運営経験を持つ法人等であること
- ・ 認可保育所の運営実績 6 年（一人の子について、0 歳から 5 歳までの保育を最低 1 度担当する年数）以上

募集要項の条件では、認可保育所の運営経験を持たない法人や乳児保育の経験をもたない法人等でも応募できることになり、保護者としては強い不安を感じます。

また、市営保育所の保育を引き継ぐことが民間移管における大前提である以上、そもそも認可保育所の運営経験を持たない法人等が認可保育所の保育を引き継ぐことが出来るという想定自体に無理があります。さらに、運営実績についても問われないことから、運営経験の極めて浅い法人等でも応募することが可能という点も、保護者の不安が大きいところです。

他の自治体での公立保育所民営化においては、認可保育所もしくは保育所型認定こども園、認可保育所から行こうとした幼保連携型認定こども園を運営している法人等にのみ応募を認める、数年以上の運営実績を持つ法人等にのみ応募を認めるといった応募資格を設ける場合もあります。これらの理由から、上記の条件が必要となります。

### 2 保育所運営に関して

#### 2.1 名称

- ・ 「聚楽保育所」の名前を変更しないこと

保育所は在所児のみならず、これまで卒所していった子どもたちにとっても、また地域にとってもかけがえのない財産です。保育所の名前が変わることで、在所児・卒所児にとって、自分達が育った場所が失われるような思いを強いることがないよう、どのような名称の法人等が運営する場合でも、最低限「聚楽」という名前は残すべきだと考えます。

#### 2.2 定員・運営

- ・ 認可保育所として運営すること
- ・ 認定こども園への移行については全保護者の同意を得ること

移管後も市営保育所の保育を引き継ぎ、同等の役割・機能を果たすためには、京都市の保育実施義務を明確にする必要があります。園と保護者が直接契約する認定こども園では、京都市の責任が後退するため、同等の役割・機能を果たす

ことにはなりません。したがって、現在の聚楽の保育を継承するために、保育所としての運営が必須です。

認定こども園への移行は、保護者と園との法律を含めた関係を大きく変更するものであり、どうしても必要な場合には、在園する保護者全員の同意を要件とすべきです。

### 2.3 費用負担

- ・ 移管後に入園した児童については、移管日の前日に在所している児童と異なる費用を求めないこと
- ・ やむを得ず保護者に市営保育所で徴収する費用以外の費用負担を求める場合は、全保護者に意向調査を行い、一部でも反対がある場合には実施しないこと

移管後に入所した児童と、移管前から在所している児童と差別的な取り扱いをすることで、保護者間に不公平感が生じるため。保育料以外の費用負担については、入所・入園の時期にかかわらず等しい条件とすることが大原則です。

費用負担について、現在の市営保育所は、少ない費用負担でも不足のない保育を受けることができます。これを引き継ぐため、むやみに費用負担を増額すべきではありません。また、費用負担の増額は、経済的に困難を抱える世帯には死活問題であるものの、保護者の多数を占めるとは限りません。仮に賛成意見が多かったとしても、経済的に困難を抱える世帯に負担を負わせるべきではないといえます。そのため、三者協議会における保護者代表との協議は不適切であり、全保護者への意向調査が必要です。その際、反対意見があった場合は、その意見を尊重する必要があります。

## 3 職員について

### 3.1 施設長

専任の施設長とし、次の全てを満たすこと

- ・ 認可保育所での常勤保育士としての経験 33 年以上（少なくとも 24 年以上）
- ・ 保育士経験年数のうち、移管先法人での施設長経験 5 年以上

原案では、認可保育所の経験が 3 年しかない人でも、また認可保育所の施設長の経験が無い人でも園長になれることとなります。保育と無関係の「社会福祉事業の経験」も含まれることになり、到底受け入れられません。

市営保育所における所長の平均勤続年数は約 33 年（平成 31 年度 4 月 1 日現在）です。移管において、市営の保育を継承することを前提とする以上、市営保育所の所長の平均勤続年数以上の経験を求めます。また、国内の民間の保育所において、園長の平均勤続年数は約 24 年であるため、（出典：（資料 1）図表 3-2-5 保育士等（民間）のキャリアアップの仕組み・処遇改善のイメージ <https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/17/backdata/01-03-02-05.html>）少なくともこちらの平均

勤続年数（24年）は適切な民間保育園の運営に必須の条件です。

そのため、移管後の園長については、基本的に市営の所長と同等の経験年数以上とし、少なくとも民間保育園の園長と同等の勤続年数を条件とします。

くわえて、無責任な応募とならないように移管先法人においての経験と実績がある人物を園長として配置する必要があります。

### 3.2 保育士（待遇面）

- ・ 直近3年間の運営実績において、以下の条件（平成29年度における京都市内の民間保育園の平均値：<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/cmsfiles/contents/0000251/251807/R010514.pdf>に依る）を全て満たす法人等であること
  - ① 保育士の平均年収が468万円以上であること
  - ② 保育士の平均勤続年数が10.1年以上であること
  - ③ 保育士の離職率が8.2%以下であること

保育の質を担保し、子どもの権利を保障するためには何よりも知識や経験に裏打ちされた専門職としての優秀な保育士の確保と、十分な人員配置が必要であり、そのためには十分な人件費を投入して保育士の労働条件や処遇の改善に力を入れることが求められます。市営保育所については元々、労働条件や処遇に十分に力を入れてきたと考えられます。そのため、市営保育所である聚楽保育所の保育を引き継ぐ上では、労働条件や処遇において、少なくとも京都市の民間保育園の平均値以上であることが必要です。

### 3.3 勤務させるべき保育士の条件

- 次の常勤保育士を確保し、移管を受けた保育所において勤務させること
- \* 以下の経験年数は、常勤かつ正規職員での勤務経験年数を指す
    - ・ 全保育士について、保育士等（保育士、保育教諭、幼稚園教諭）としての経験が平均16年以上（少なくとも10年以上）
    - ・ 主任保育士として、経験年数29年以上（少なくとも21年以上）で、そのうち移管先法人での勤務経験が5年以上の保育士を1名以上
    - ・ 保育士等として経験15年以上で、そのうち移管先法人が運営する園での勤務経験が8年以上の保育士を3名以上（うち1名以上は保育士等キャリアアップ研修の乳児保育分野を修了した保育士）
    - ・ 保育士等として経験7年以上で、そのうち移管先法人が運営する園での勤務経験が4年以上、かつ保育士等キャリアアップ研修のうち4分野以上を修了した保育士を1/3以上
    - ・ 0歳児、1歳児、2歳児の各年齢に対して担任として乳児保育経験が2年以上あり、保育士等キャリアアップ研修の乳児保育分野を修了した保育士を年齢ごとに1名以上ずつ
    - ・ 障害程度区分1級又は2級の児童を2年以上担任として保育した経験があり、かつ保育士等キャリアアップ研修の障害児保育分野を修了した保育士を2名以上



募集要項では、例えば保育士が全部で13人として、移管先法人での経験7年以上の保育士を3名（うち1人は乳児保育経験あり）、経験5年以上を2名（いずれも乳児保育経験あり）、未経験の新卒を4名、という構成でも基本事項の条件を満たすこととなりますが、保育体制としては不十分です。また、法人での経験が7年以上あれば主任保育士をできることとなりますが、あまりにも経験不足といえます。

- 以下の経験年数は、常勤かつ正規職員での勤務経験年数を指す：

パートや非正規での補助的な業務と、常勤の正規職員とでは経験の質や責任が異なるため条件の明記が必要です。

- 全保育士について、保育士等（保育士、保育教諭、幼稚園教諭）としての経験が平均16年以上（少なくとも10年以上）：

市営保育所の保育の質は教育・研修とともに、経験に裏打ちされたものであるため、その継承を前提としたとき、保育現場に入る保育士には十分な経験年数が必要とされます。市営保育所の職員の平均勤続年数は約16年です。したがって移管において、市営の保育を継承するためには同程度の勤続年数が必要です。また、保育の質を維持するためには、最低でも、京都市内での民間保育園の平均勤続年数約10年は必須条件です。これは、移管に際しては、保育環境が急変し不安定になる子どもへの適切な対応であり、通常の民間園での保育よりも難しい状況となるためです

- 主任保育士として、経験年数29年以上（少なくとも21年以上）で、そのうち移管先法人での勤務経験が5年以上の保育士を1名以上：

募集要項では主任保育士についての条件が明記されていませんが、移管先法人には責任をもって経験と実績のある主任保育士を配置してもらう必要があります。民間園での主任保育士は、市営保育所での副所長に相当します。市営保育所における副所長の平均勤続年数は、29年（平成31年4月1日現在）です。移管において、市営の保育を継承することを前提とする以上、同程度の勤続年数が必要となります。最低でも、国内の民間保育園における主任保育士の平均勤続年数21年（出典：資料1）が、適切な移管には必須です。

- 保育士等として経験15年以上で、そのうち移管先法人が運営する園での勤務経験が8年以上の保育士を3名以上（うち1名以上は保育士等キャリアアップ研修の乳児保育分野を修了した保育士）：

指導的立場を担う職員として、階層別研修の中堅Ⅱ保育士研修の対象職員の経験年数が15年であることから、中堅職員としての条件として経験15年以上を求めます。経験年数15年は仮に初年度から担任を受け持ったとして、0～5歳児までの各クラスを2巡半する程度の経験であり、妥当な経験年数といえます。クラス担任として勤務し、同時に若手への指導的立場を担う中堅職員としての条件に当たることとなります。そのため、移管先法人等からの派遣が不可欠であり、かつ移管先法人での十分な勤務実績が必要です。

加えて、中堅職員の少なくとも1名は乳児保育での指導的立場を担う必要があるため、乳児保育に関する適切な経験（その基準として、1名以上は保育士等

キャリアアップ研修において乳児保育分野の研修を修了していることを求めます。

- 保育士等として経験 7 年以上で、そのうち移管先法人が運営する園での勤務経験が 4 年以上、かつ保育士等キャリアアップ研修のうち 4 分野以上を修了した保育士を 1/3 以上：

7 年を基準とし、キャリアアップ研修を条件とすることについては厚生労働省が示すキャリアアップの仕組みを参照してください。資料 2) 厚生労働省資料「保育士等（民間）のキャリアアップの仕組み導入後の職制階層（イメージ）」  
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000155996.pdf>

担任予定者（又はフリー）として引き継ぎを受けることとなります。なお、経験 7 年は 0～5 歳児の各クラス担任を一巡できる程度の年数です。市営保育所では 8 年目に中堅研修を受けることになっており、保育士の経験としては中堅に至らない程度であるが、中堅保育士のフォローを受けながら保育を行うこととなります。厚生労働省のモデルでは、園長、主任保育士を除いた保育士の 1/3 がこの条件に該当する保育士であることが適当とされていることから、移管後の保育所でも、モデルに沿った人材の配置の実現が必要です。

- 0 歳児、1 歳児、2 歳児の各年齢に対して担任として乳児保育経験が 2 年以上あり、保育士等キャリアアップ研修の乳児保育分野を修了した保育士を年齢ごとに 1 名以上ずつ：

0 歳児から 2 歳児では、保育内容が異なり、ひとまとめに「乳児保育」とするのは乱暴な議論であるため、それぞれについて経験のある保育士を確保する必要があります。また、経験の質としては責任ある立場での経験が求められるため、担任としての経験が必要です。また、経験のみに偏らない資質が求められるため、客観的な基準として、キャリアアップ研修の乳児保育分野を修了していることが求められます。0～5 歳児の各クラスの担任予定者として引き継ぎを受けることとなります。

- 障害程度区分 1 級又は 2 級の児童を 2 年以上担任として保育した経験があり、かつ保育士等キャリアアップ研修の障害児保育分野を修了した保育士を 2 名以上：

市営の障害児保育を引き継ぐには、重い障害のある子どもの保育を責任ある立場で経験した保育士の確保が必要です。また、担任として責任ある立場である程度長期間担当した経験が必要となります。また、研修を通じて客観的に自身の経験を振り返る必要があるため、経験の客観的な基準として、キャリアアップ研修の障害児保育分野の修了を条件とします。

### 3.4 保育士のクラス配置

- ・ いずれのクラスも複数担任制として配置すること

市営保育所では、保育士資格を持つ多くの職員が確保されていることから、年度途中での入所などの緊急事態であっても加配などで柔軟に対応することが可能な体制です。この職員の余裕のある配置が、保育の質の向上にもつながる

ていると考えられます。このような、市の保育を継承するため、職員の余裕ある配置としてすべてのクラスにおいて複数担任制とします。また、複数担任制とすることで、年度途中の保育士の自己都合退職や産休等にも対応することができます。

### 3.5 移管初年度の保育士の配置

- ・ 移管初年度は、全保育士の経験年数を3年以上とし、新卒職員を配置しないこと

保育所の移管後は、職員が全員入れ替わることとなり非常に保育が不安定になります。そのため、移管初年度は全員を保育経験者とし、新卒職員を配置することを避けていただきます。このことで、新卒職員への指導に関する職員負担を軽減することができます。

### 3.6 常勤保育士の雇用

- ・ 常勤保育士については、正規職員として確保すること

派遣や非正規雇用などの不安定な雇用では、短期間での離職や職員のモチベーション低下など保育を受ける子どもへの不利益が予想されます。正規職員として確保することで、実践される保育の質が改善されます。

### 3.7 保育士等キャリアアップ研修への対応

- ・ 保育士等キャリアアップ研修の8分野の各研修に対して、いずれかの職員が受講を修了していること

移管後の保育で生じる様々な課題に対応する必要があるため、保育士等キャリアアップ研修の全ての分野の研修を、いずれかの保育士が修了する必要があります。

### 3.8 在籍する保育士の経験年数

- ・ 移管前年度における聚楽保育所の保育士の経験年数、障害児保育経験年数、乳児保育経験年数を下回らないこと

現在の聚楽保育所の保育の質を担保するということから、現在の聚楽保育所の経験年数、障害児保育経験年数、乳児保育経験年数を下回らないことが必要です。

### 3.9 既存の保育所との人材分配

- ・ 移管前年度における聚楽保育所の保育士の経験年数、障害児保育経験年数、乳児保育経験年数を下回らないこと

法人等が無責任な申請（応募）を行うことがないように、移管先法人において勤務経験のある職員を派遣してもらう必要があります。また、新規採用の職員が多くなると職員間の連携が取れず、保育が不安定となり、子どもの発達に影響が及ぶとともに、自己の危険も高まります。

そもそも、法人の選定について実地審査があり、法人の既存の保育所が審査されます。その保育所の保育が適当であると判断されて法人が選定されますので、移管された保育所においても同様の保育が受けられるべきであり、それを担保するには、既存の保育所の保育士が必要です。この項目がなければ、実地審査において、いかに良質な保育の現場を示したとしても、移管後の保育所において、その良質な保育の経験を持たない保育士による保育が実施されることとなります。その場合、実地審査の意味はなくなります。

### 3.10 引継ぎ・共同保育

京都市が指定する引継期間において、市が指定する職員（保育士、アレルギー除去食の知識・経験のある調理員）を配置すること（※）	
※ 令和2年度	
対象者	期間及び日数（1日とは7時間45分の勤務を指す）
園長予定者	4月～12月 週1日以上、1月～3月 原則週5日
主任保育士予定者	4月～8月 週1日以上、9月～3月 原則週5日
幼児クラス担任予定者（各クラス1名に <u>加え1名以上</u> ）	6月～8月 週1日以上、9月～12月 週2.5日以上、1月～3月 原則週5日
乳児クラス担任予定者（各クラス1名に <u>加え1名以上</u> ）	6月～12月 週1日以上、1月～3月 原則週5日
調理員予定者1名	6月～12月 週1日以上、1月～3月 原則週5日

引継ぎにおいて、十分な引継ぎを行うため各対象者は毎週引継ぎ業務を行う必要があります。そのため、引継ぎは週1日以上とします。

現在の聚楽保育所において、所長（園長）は児童全員の状況を把握し、必要に応じて実際に保育へ参加しております。移管後の園でも同様のことが必要となりますので、主任保育士と同等以上の引継ぎ期間が必要であり、1月～3月では原則5日の引継ぎを行います。

引継ぎ・共同保育に参加した法人等の職員が早期に退職する過去の実例を考慮し、各クラス1名の担当者に加えて、乳児クラスと幼児クラスの各1名を引継ぎに参加いただきます。

### 3.11 引継ぎ・共同保育に参加した職員の勤務期間

<ul style="list-style-type: none"> <li>引継・共同保育に参加した法人等の職員は、移管後6箇月以上、当該保育所で保育に従事すること</li> </ul>
--

引継ぎ・共同保育に参加した職員の継続的な勤務として少なくとも 6 箇月は必要です。

### 3.12 臨時的任用職員の処遇

- ・ 移管前に聚楽保育所において勤務する臨時的任用職員本人が希望した場合は、移管先法人において雇用し、当該職員が引き続き移管を受けた保育所において現状と同等またはそれ以上の待遇条件で勤務させること

現在、聚楽保育所に勤務いただいている臨時的任用職員については、保育の継続性の観点からも、移管後の保育所でも同様の保育をしていただくことが望ましく、本人の希望があれば、現状と同等またはそれ以上の待遇条件で勤務いただくべきです。

### 3.13 引継ぎ・共同保育期間中の市からの助言・要請への対応

- ・ 移行期間としての引継ぎ・共同保育期間中は、保育内容や職員配置等運営に係る市からの助言・要請に対して誠実に応じ、確実に対応すること

移行期間における市からの助言・要請には確実に対応いただく必要があります。

### 3.14 職員の育成

- ・ 職員に対して、計画的に保育士等キャリアアップ研修を受講させること

障害児保育に限定せず、京都市が実施するキャリアアップ研修などを積極的に活用することで、職員の資質向上を図るとともに、職員の待遇改善を望みます。

## 4 その他の保育所運営に関すること

### 4.1 第三者評価の活用

- ・ 移管後、3年以内に第三者評価を受審し、それに基づき移管における保育実践への影響について検証し、その評価結果と検証結果を公表すること

移管における保育の状況を客観的に評価される第三者評価を3年以内に受審します。その受審結果に基づき、移管の保育実践への影響を検証する必要があります。これらの第三者評価と検証結果を公開することで、移管の影響を保護者も含めて検討することができます。

### 4.2 移管後の第三者評価

- ・ 移管後の運営については、聚楽保育所が受審した一般社団法人京都府保育協会「福祉サービス等第三者評価」と同様・類似の評価項目において、また総合的に判断して、その結果を下回ることがないよう努め、これを下回った場合は、ただちに改善し、その結果を公表すること

京都市は、移管の影響を最小にすることを掲げている以上、移管によって第三者評価が一項目でも以前の評価を下回れば、保育内容、保育の質が悪化したと認めた上でそれを公開し、移管先法人と共に早急に改善する必要があります。

#### 4.3 三者協議会の設置

- ・ 重要な事項と保護者が認めた協議事項については、臨時総会などでの保護者会の議決をもって、三者協議会の決定事項とすること

運営法人と市との対話を行う三者協議会について、そこでの決定事項・合意内容は遵守されるべきです。また、三者協議会の運営については、「(資料5) 聚楽保育所保護者会が提案する設置要領」に示しています。

三者協議会において、子ども・保護者の利害に関わるような重要事項に関する協議が行われる場合、保護者代表のみでの判断が難しくなることが考えられます。その場合に、臨時保護者総会などでの保護者会としての議決をもって、三者協議会での合意形成を図ります。

#### 4.4 三者協議会での保育体制の確保

- ・ 保育体制の確保（保育標準時間の時間帯に加えて、現状の聚楽保育所の主な保護者向け会議時間である 19 時から 21 時を含む）等、保護者代表の出席に配慮すること（月 1 回程度の定期開催に加えて三者のいずれかが必要と認めた場合に臨時に開催、1 回 1～2 時間程度）

三者協議会において、広く保護者が参加・傍聴するため保育体制を確保される必要があります。また、保護者のほとんどが平日の日中に勤務していることから、現在の聚楽保育所の主な会議時間である 19 時から 21 時に三者協議会を開催し、その場合の保育体制についても担保します。この保育体制については、京都市からの説明会などで、すでに実践されているものです。

三者協議会の開催回数、開催時期については、参加する移管先法人、京都市、保護者のいずれかが必要とし場合に臨時に開催します。

#### 4.5 情報公開

- ・ 保移管先法人は、年 1 回、保護者会と共催で、全職員及び保護者に参加資格が認められる総会を開催し、園の運営状況を報告・協議するとともに、運営費の内訳を開示すること（保育士給与については総額のみ）

保育所の適切な運営、運営法人の健全な経営は、子どもが受けられる保育の内容・質に直結する非常に重要な情報です。園運営に関する情報開示は、このよ

うな保育の質を担保するために必要です。また、子どものより良い保育環境の実現に向けて、園の運営に保護者が参画することも重要です。

#### 4.6 基本事項の遵守状況の検証

- ・ 本市が必要と認めた場合、もしくは保護者代表からの要請があった場合に、市は移管後の運営に係る基本事項の遵守状況の検証をおこなうこと

移管後の保育所の運営において、運営に係る基本事項の遵守状況を把握できるのは保護者ですので、その保護者代表からの要請があれば、市は検証を行う必要があります。

#### 4.7 内容の変更

- ・ 基本事項の内容の変更に当たっては、「全保護者の同意」を条件とし、一部でも反対があった場合には実施しないこと

基本事項の内容の変更については、子ども・保護者の利害に直結するものであり、内容（費用負担・障害児保育など）によっては、一部の世帯の死活問題となることもあり、そのような負担を一部の世帯に負わせるべきではありません。そのため、保護者の賛成の割合に関係なく、全保護者の同意を条件とします。

#### 4.8 基本事項に違反した場合の取扱い

- ・ 移管後に申請の資格又は基本事項の重大な違反により移管に係る協定を解除した場合は、当該保育所の運営を速やかに京都市に返還すること。また、これに係る費用の損害賠償請求に応じること

重大な違反により移管に係る協定を解除した場合は、児童及び保護者への不利益を最小にするため、市に運営を速やかに返還します。募集要項にあるような、市の指導下での違反法人による保育所運営では、児童及び保護者への不利益を最小化することはできません。

#### 4.9 保護者の不安の解決

- ・ 保護者の不安に最大限配慮し、保護者や保護者会の要望に誠実に対応するとともに、誠意をもって解決すること

保護者の不安に対する対応は必須であり、その解決は努力目標ではなく義務です。

#### 4.10 保護者と法人の対等性

- ・ 移管先法人は、移管先法人と保護者会が対等な関係であることを認め、保護者会活動の自主性・自立性を尊重すること

保護者会での活動は、子どもの適切な保育環境を守る重要なものです。移管先法人等は移管先法人等と保護者・保護者会が対等な関係であることを認め、

その自主性・自立性を尊重する必要があります。

#### 4.11 保護者会活動での施設利用

- ・ 移管先法人は、保護者会活動のための施設利用を最大限保障し、特段の事情がない限り利用を制限しないこと（平日夜間の利用時間は21時まで。これとは別に宿泊を伴う交流会あり。）

募集要項の「通常の保育所の運営に支障がないと認められる範囲」は、具体性に欠け安易に保護者会活動が制限させる恐れがあります。現実には、保育制度の改善を求める署名活動を規制する民間園もあり、保護者同士の交流が困難な状況に追いやられる恐れがあります。それを避け、現状の聚楽保育所での保護者会活動の文化を守るために、施設利用、保育体制の確保、配布物の自由について保障が必要です。

#### 4.12 保護者会から非常勤職員への業務依頼

- ・ 保護者会の会議の際には、保育のための部屋の確保を認め、また、保護者会から非常勤職員に対して保育アルバイトを依頼することを認めること

普段の勤務で子どもたちと接する非常勤職員に、保護者会のイベントのために保育を依頼するのは合理的な判断であり、法人がそれを妨げる理由はありません。

#### 4.13 保護者会活動での個別ポストの利用

- ・ 移管先法人は、各在園保護者用の個別ポストを用意し、保護者会による保護者への配布物については、一切制限しないこと

個別ポストを用いた資料配布は、現在の保護者会活動でも行われており、その資料の内容について市や職員からチェックをされたことは一度もありませんし、資料の配布を制限されたこともありません。移管後の保護者会活動においても、同様に保証されるべきです。これらを制限することは、憲法で保障される通信の秘密へ抵触する行為とも捉えられます。

### 5 保育内容について

#### 5.1 保育内容全般

- ・ 移保育所保育指針に則り、現在市営保育所が実施している保育内容（※）を遵守し、保育運営を行うことをホームページや重要事項説明書に明記すること。また、保育内容（※）とそのガイドラインの内容について、保護者に周知すること  
※（子ども一人ひとりを主体として受け止め、主体としての心を育てることを大切にする保育。「市営保育所 保育のガイドライン」参照）

現在の聚楽保育所が遵守し実践する保育内容の継続性を担保するため、移管



後の保育所においてもその保育内容を遵守する必要があります。また、ホームページや重要事項説明書に本件を記載し、広く周知することで、市の保育を引き継ぐことが具体的に明確化されます。

## 5.2 差別のない障害児保育の実践

- ・ 京都市民間保育施設障害児受入促進事業及び京都市民間保育施設障害児保育対策費を活用し障害児保育を実施し、障害児（疑いのある子を含む）を障害の程度・内容による差別なく、積極的に受け入れること

障害のある子どもがいる世帯では、その障害の内容にかかわらず、生活の上で困難が伴います。その困難の緩和のために障害児保育がありますので、障害の内容や程度にかかわらず積極的に障害児を受け入れる必要があります。

## 5.3 障害児の受入割合

- ・ 障害児の受入割合について、障害区分に応じて、市営保育所と同程度の割合で受け入れること

聚楽保育所は、市の障害児保育に多大な貢献をしており、多くの障害を持つ児童の保育を受け入れた実績があります。その中には、介助が必須であったり、車椅子が必要であったり、全盲であったりなど、民間園では受け入れが困難とされる障害の程度が1等級に該当する児童もいました。このような児童への保育の必要性は今後も変わりませんので、移管後の保育所においても、現在の聚楽保育所が果たしてきた障害児保育における役割を引き継ぐ必要があります。それを担保するため、受け入れる障害児の割合については、障害区分ごとに、市営保育所と同程度の割合で受け入れるべきです。

## 5.4 障害児保育の周知・発信

- ・ 障害児保育を積極的に実施ことをホームページ等に明記し、広く周知すること

移管後の保育所でも、今までの保育が引き継がれていることを明確化するため、障害児保育を積極的に実施することを、ホームページ等を通じて広く発信する必要があります。

## 5.5 障害児保育にむけた体制の整備

- ・ 加配職員の確保ができないことを理由として障害児の受け入れを拒否することがないように、配置基準に上乗せした常勤職員を常時確保し、障害児保育の申し込みがあった場合には即時に受け入れられる体制を整備すること

市営保育所では、加配への対応が滞りなく行われており、このような環境を引き継ぐためには、移管後の保育所でも余裕のある常勤職員の確保が必要です。そして、市の保育所と同様に障害児の受け入れを滞りなく実施すべきです。

## 5.6 配慮の必要な子どもの受け入れ

- ・ アレルギーのある子ども、被虐待児（疑いのある子を含む）、家庭支援の必要な（必要と思われる）子ども、外国に文化的背景をもつ子どもなど、「一定の配慮が必要な子ども」を積極的に受け入れること

市営保育所においては、一定の配慮が必要な子どもを積極的に受け入れることは、努力目標ではなく果たすべき役割であり、そうした機能そのものを引き継ぐ必要があります。

#### 5.7 宗教的な保育の制限

- ・ 子ども及び保護者の信教の自由に配慮した保育・食事を行うこと。当分の間は、特定の信仰や宗教的理念に基づいた保育理念や保育目標等を設定せず、宗教的な行為（お祈り、講話等）や行事は行わないこと（クリスマスやひなまつりなど現在市営保育所で実施している行事は可）

子どもや保護者の信教の自由は重要なものであり、宗教的な行為として具体的な講話や祈祷以外にも、特定の宗教的理念に基づいた保育理念や保育目標を掲げることも不適切です。

#### 5.8 給食・調理の対応

- ・ 食物アレルギー、宗教食等、一人ひとりの子どもの発育・発達や心身の状態、文化的背景に応じた食事の提供を行うこと

信仰に応じた宗教食の提供など、文化的背景に配慮した食事の提供が求められます。

#### 5.9 子育て支援事業の継続

- ・ 園庭開放、子育て相談等の子育て支援事業の規模は、移管前年度の規模・回数を維持すること

特に聚楽保育所の園庭開放は、平日の日中に安全に遊べる数少ない場であり、地域住民への貢献が認められます。そのような子育て支援事業について、移管後も同様に地域住民への貢献をするべきであるため、支援事業の規模や実施回数を維持することを求めます。

## 聚楽保育所の保護者が感じている不安の声

私たち聚楽保育所のそれぞれの保護者が感じている移管に対する大きな不安について取りまとめた以下のものを紹介いたします。

1. 保護者に自由に書いていただいた掲示板
2. 京都市が聚楽保育所の保護者に対して実施したアンケート
3. 聚楽保育所保護者会が聚楽保育所の保護者に対して実施したアンケート

いずれも保護者の切実な声がかかれていしますので、必ず熟読し、対応をご検討ください。

### 1 保護者に自由に書いていただいた掲示板

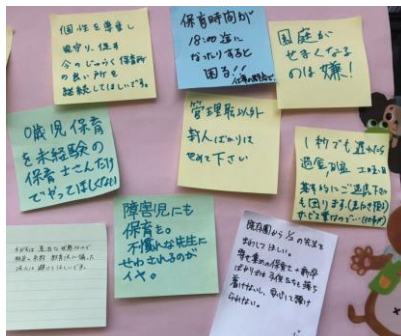
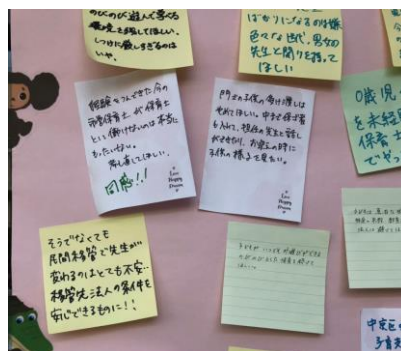
保育所に設置した掲示板に保護者から寄せられた、「今の聚楽のここを守って欲しい！」「こんな保育所になると困る！」などの、移管に対する思いや不安の声の一部です。保護者の具体的な、そして生の声がたくさん寄せられています。

- 園庭やプールでのびのび遊んで学べる環境を残してほしい。  
しつけに厳しすぎるのはいや。
- 聚楽保育所という場所は卒所した子どもたちにとっても自分が育った大切な場所です。  
「聚楽／じゅらく」という名前は絶対に残してください。
- 今まで移管された園で何が起きているか知っていますか？
- 子どもが（保護者も）「失敗する」ことが認められる場であり続けてほしい。
- 新人の先生ばかりになるのは嫌
- 色々な世代、男女の先生と関りを持ってほしい。
- 経験をつんできた今の市営保育士が保育士として働けないのは本当にもったいない。  
考え直してほしい。  
→同感！！
- 門での子供の受け渡しはやめてほしい。  
中まで保護者も入れて。
- 担任の先生と話しができたり、お迎えの時に子供の様子を見たい。
- そうでなくても民間移管で先生が変わるのはとても不安・・・
- 移管先法人の条件を安心できるものに！！
- 子どもがいつでも外遊びができるのびのびとした保育を続けてほしい。
- 子どもの顔を見ている調理師さんの作るごはんがいつまでも子供たちに届きますように。  
お互いの顔が見えない給食は味気ないと思ってしまいます。
- みんなに温かい給食を食べさせてほしい。アレルギーがあっても給食弁当はさみしい。
- 修了式に今までの担任の先生に来てほしい！！
- 個性を尊重し見守り、促す今のじゅらく保育所の良い所を継続してほしいです。
- 障害のある子、外国にルーツのある子など、いろいろな背景や事情のある子をたくさん受け入れて。それ以外の子どもたちにとっても大切なことです。
- 0歳児保育を未経験の保育士さんだけでやってほしくない
- 保育時間が18:00迄になったりすると困る！！仕事の都合で。
- 管理職以外新人ばかりはやめて下さい。
- 障害児にも保育を。不慣れな先生にせわされるのがイヤ。

- いきなり子ども園になるとかやめてほしい。
- 子どもは真っ白な状態なので特定の宗教，教育法に偏った法人は避けてほしいです。
- 園庭がせまくなるのは嫌！
- 延長保育などで子供にDVDを見せて過ごさせるとか，ありえない。
- 宗教法人，宗教をバックにした社会福祉法人はイヤだ。
- 宗教色のある保育理念はやめて
- 1秒でも遅れたら過金，お盆土曜日本基本にご遠慮下さいも困ります。(表向き預かる) サービス業なので… (仕事が)
- 既存園から1/2の先生をまわしてほしい。寄せ集めの保育士+新卒ばかりでは子供たちお落ち着けないし，安心して預けられない。
- プールが無くならないのを強く望む！！
- 中京区の子育支援の拠点をこのまま残して欲しいです。入所前からかなり助けてもらいました。
- ならいごと，いらない。
- ビオトープをつぶさないで。
- 「いろいろな子がいて当たり前」という保育所であってほしい。多様性が大事。
- 保育士さんたちには十分に人件費をかけて，労働条件も整備してほしい。労働条件や環境が整ってこそ，良い保育が実現できると思います。
- 子供をカリキュラムに従わせるような保育はイヤ。言うことを聞かせる保育では子供の心は育たない。

7月26日時点

(順不同，全て原文ママ)



実際の掲示板の様子

## 2 京都市によるアンケート内容とその結果

選定部会での意見聴取のために、京都市が聚楽保育所の保護者に向けて7月10日(水)期限でアンケートを実施いたしました。非常に多くの保護者がたくさんの質問をされており、質問内容と市側の回答を記載した資料は100ページを超えるものとなっております。それだけたくさんの保護者が関心を持っており、不安に感じていることがあるということです。必ず、すべてのアンケート結果を熟読いただき、その対応を検討ください。

実際のアンケート結果については、以下の資料に掲載しております。

- (資料7) 令和元年度 第2回 市営保育所移管先選定部会 資料2 聚楽保育所保護者アンケートの結果  
[https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai\\_kekka/cmsfiles/contents/0000255/255344/02\\_siryu2.pdf](https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai_kekka/cmsfiles/contents/0000255/255344/02_siryu2.pdf)
- (資料8) 令和元年度 第3回 市営保育所移管先選定部会 資料5 令和元年度第2回京都市はぐくみ推進審議会児童福祉分科会市営保育所移管先選定部会 資料2 「聚楽保育所の保護者アンケートの結果」の(別紙2)追加資料
- [https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai\\_kekka/cmsfiles/contents/0000255/255860/05\\_siryu5.pdf](https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/shingikai_kekka/cmsfiles/contents/0000255/255860/05_siryu5.pdf)

### 3 保護者会によるアンケート内容とその結果

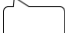
聚楽保育所保護者会では、市営保育所移管先選定部会での議論について、全保護者に報告をすると同時に、9月30日(月)期限で民間移管に対するアンケートを実施しました。

こちらのアンケートについては、結果をグラフにしてまとめております。これまでの京都市や選定委員の議論を踏まえた上でも、京都市聚楽保育所の保護者が、いかにこれまでの経緯に落胆しているか、民間移管に非常に多くの不安を感じていることが数字に明確に表れていることをご確認ください。また、移管先法人として応募を検討する場合は、これらの不安に真摯に向き合う覚悟をもって応募をしてください。

以下に、保護者会が説明した際の資料と、アンケートの結果について記載します。

### 3.1 聚楽保育所保護者会の保護者説明会資料

これまでの選定部会（6/28、7/26、8/5、8/19、9/9）の経過のまとめ

がっかりポイント（委員：選定委員からの意見、 は保護者会の見解）

#### 1.移管先は乳児保育の経験がなくてもいいよ、子ども園にしてもOK!?

委員：こども園化は国の方針。乳児保育の経験がなくても、意欲があれば引き継げる。

「認定子ども園」は児童福祉法の対象外なので、「保育の提供義務」がありません。つまり、移管後に閉鎖や退園勧告を受けた場合も、京都市・法人から一切保障を受けられません。

#### 2.引き継ぐ保育士さんは新卒者が3割、園長以外は全員新任でもOK!?

そんな寄せ集めの職場で連携とれますか？常識的にありえない！

#### 3.施設長の保育園経験年数は3年でOK!?

委員：関係機関との連携や運営（マネジメント）力など、保育以外にも大切な要素がある。保育士しかしたことのない人より、多様な経験をしている人の方が良いことも多いので、保育経験が数年しかなくても問題ない。

全国平均（京都市：33年、全国：24年）に準じて欲しい。他の経験・資格もあればいいこともあるかもしれないけど、保育所を任せられるんだから、まずは保育！でしょ。

#### 4.移管前後に第三者評価を受けてもいいけど、保護者に教える必要はないよね。

委員：第三者評価は前回の受審から時間が経っているので、受けてもよいかもしれない。検証はこれまでしていないので必要ない。京都市への報告はあるが、保護者に結果を公表する必要はない。

保育時間に保護者はその場にはいないので、保育の質が上がったか下がったかを客観的に知る材料は第三者評価ぐらいしかない。都合の悪いことを隠べいしたいだけでは？

#### 5.障害児は受け入れるけど、担任は未経験でもいいよね？

委員：該当児がいないこともあるので、受け入れ割合や人数を規定するのは適切ではない。意欲があれば、未経験でも研修を受けながら障害児保育を行うことは可能。

専門教育を受けた看護師・療法士でも障害児を単独で担当するには1年以上必要。「～ながら」でできる業務ではない！

#### 6.法人とあなたたち保護者（児童）が対等な立場って、おかしいんじゃない？

委員：保育サービスを受けている保護者（児童）と、行っている法人が対等な立場っていうのは違うと思う。

社会福祉系のサービスは20年くらい前までは措置（救済として公が与えるもの）でしたが、現在は契約（必要なものを自分で選ぶ）です。モラハラ・DVにも通じる、子どもを共に育てるパートナーとして全くふさわしくない関係です。

### 3.2 聚楽保育所保護者会が聚楽保育所の保護者に対して実施したアンケート内容

アンケート

① 移管後の保育について不安はありますか

- 1.ある 2.ない

② 7/10 回収の京都市による保護者アンケートは提出（記載）されましたか？

- 1.記載した 2.記載せず提出した 3.提出しなかった

「1.記載した」と回答された方へ、京都市の回答は納得できる内容でしたか？

- 1.納得できた 2.納得できなかった（理由： ）

「2.記載せず提出した」「3.提出しなかった」と回答された方へ、理由を教えてくださいか？当てはまるもの全て

- 1.問題を感じていない 2.何を書いたらいいのかわからなかった 3.面倒だから  
4.期間が短すぎる 5.手渡しできなかった 6.その他（ ）

③ 選定部会に出席されましたか？

- 1.出席した 2.興味はあったが出席しなかった 3.出席しなかった

出席しなかった方へ、理由を教えてくださいか？当てはまるもの全て

- 1.京都市に任せておけば安心だから 2.内容がよく分からなかったから  
3.日時・場所的に参加できなかった 4.家族の協力が難しかったから  
5.参加しても何も変わらないから 6.時間が遅く、子どもの生活が乱れるから  
7.その他（ ）

④ がっかりポイント 1～6 の中で、移管先として不適切だと思う項目はありましたか？

当てはまるもの全てに○ 特に譲れないと思うものには◎をつけてください

- 1 2 3 4 5 6

⑤ 移管先が決定するまで、法人名を知ることができないことに不安はありますか？

- 1.ある 2.ない

⑥ 決定した移管先法人が不適切だと感じたとき、署名に参加しますか？

- 1.必要だと感じたら行う 2.名前を出すのは難しい…察してください  
3.行いたくない 4.その他の方法をとる（ ）

⑦ もし、法人からの説明会が開催されるとしたら、どの日時が参加しやすいですか？

曜日： 月 火 水 木 金 土 日

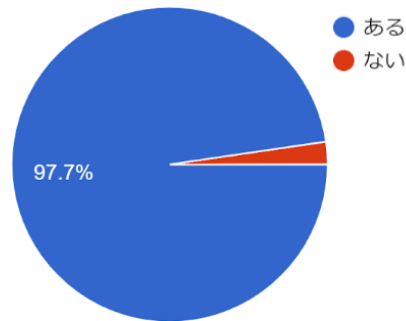
時間：午前中 13～14 14～15 15～16 16～17 17～18 18～19 19～20

お子さんのクラス さくらんぼ いちご りんご れもん おれんじ ぶどう  
ご協力ありがとうございました



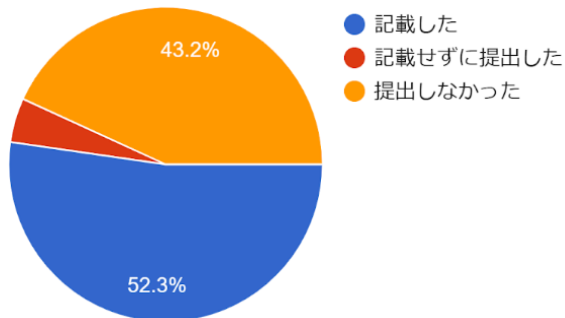
### 3.3 聚楽保育所保護者会が聚楽保育所の保護者に対して実施したアンケート結果

#### ① 移管後の保育に不安はありますか？



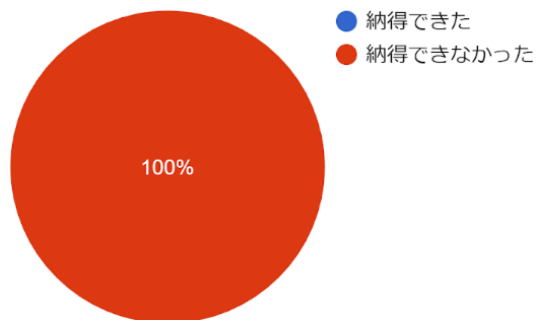
ある…42、ない…1

#### ② 京都市が実施したアンケートへ回答しましたか？



記載した…23、記載せずに提出した…2、提出しなかった…19

「記載した」と回答された方へ。京都市の回答は納得できる内容でしたか？



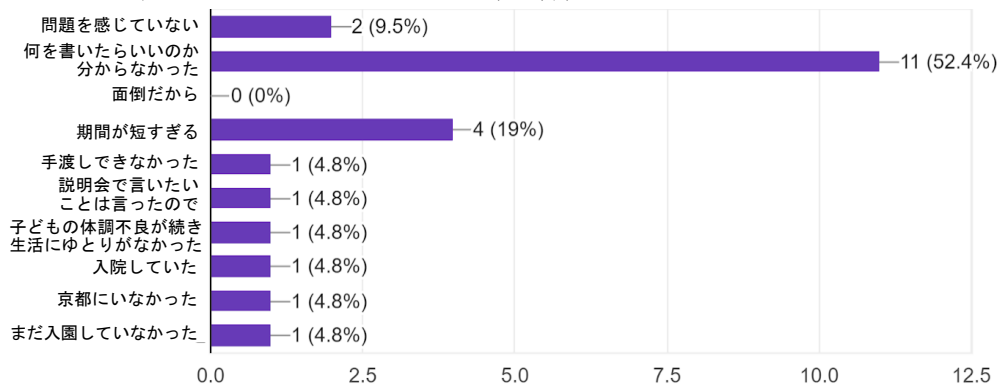
納得できる…0、納得できない…23

#### 納得できなかった理由

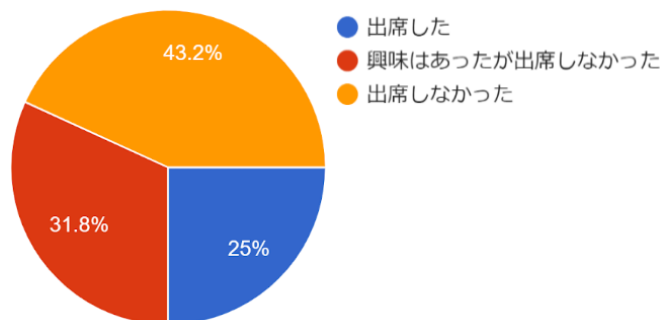
- 京都市から回答をもらえる、唯一の機会なので、この貴重な機会を生かしましょう！！と民間対策委員(クラス)が、説明していたが、全くその通りではなかったから。
- せっかく書いたものが、→意見で終了。ひどい。
- どう回答がきたのか分かりづらい
- 具体的な返答がない
- 「意見」とされて回答が全くなかった

- 単なる意見として処理された
- 「意見」で片づけられる部分が多かった
- 一意見として扱われるだけで十分に審議されなかった
- 意見という回答で、その内容が不明
- 意見を書けとかいてあったのに意見にはノーコメント
- 何の解答もなく意見とされた
- むしろ納得させられると本当に思っているのか聞きたい！
- 不安要項を記入したのに、意見としてしかとりあげてもらえなかった
- 質問でなく意見ということで処理されていた。他にも不安や疑問を書かれた方も多く、京都市はそういった保護者の思いをどう考えているのかと思いました。
- 不安だけが残る内容でした。

「記載せず提出した」「提出しなかった」と回答された方へ、理由を教えてください。当てはまるもの全て（21件）

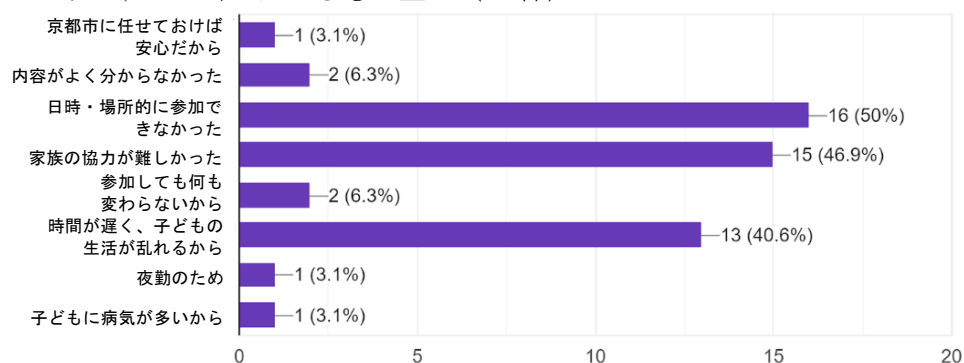


③ 選定部会に出席されましたか？

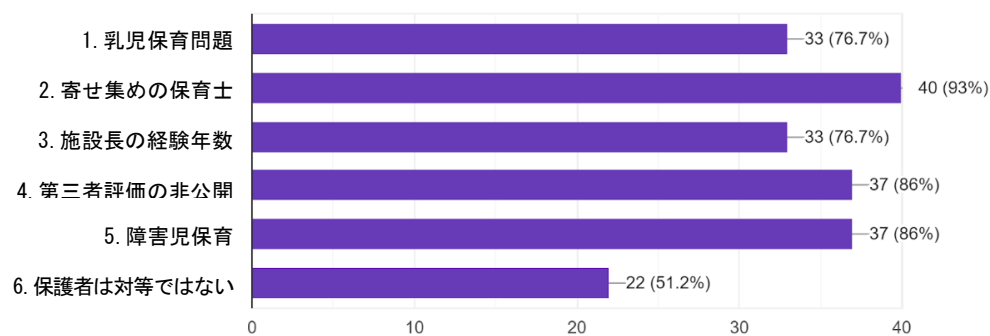


出席した…11、興味はあったが出席しなかった…14、出席しなかった…19

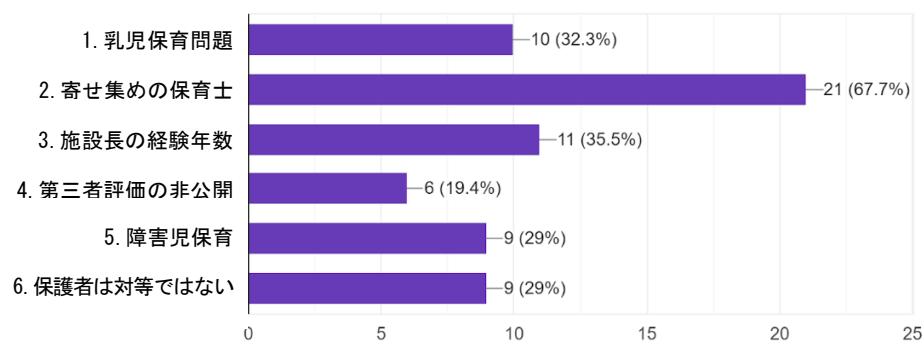
「記載せず提出した」「提出しなかった」と回答された方へ、理由を教えてください。当てはまるもの全て（32件）



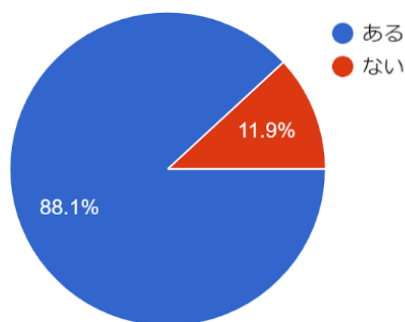
④ がっかりポイント1～6（3.1 保護者説明会資料参照）の中で、移管先として不適切だと思う項目はありましたか？ 当てはまるもの全て（43件）



がっかりポイント1～6（3.1 保護者説明会資料参照）の中で、特に譲れない項目はありましたか？（31件）

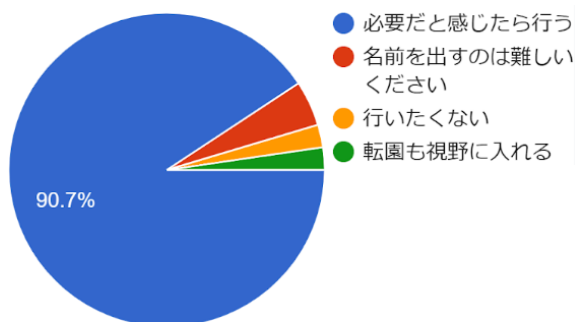


⑤ 移管先が決定するまで、法人名を知ることができないことに不安はありますか？



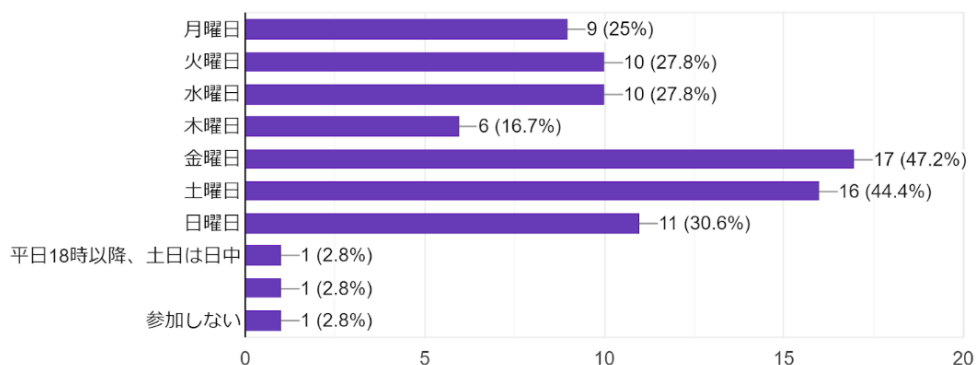
ある…37、ない…5

⑥ 決定した移管先法人が不適切だと感じたとき、署名に参加しますか？

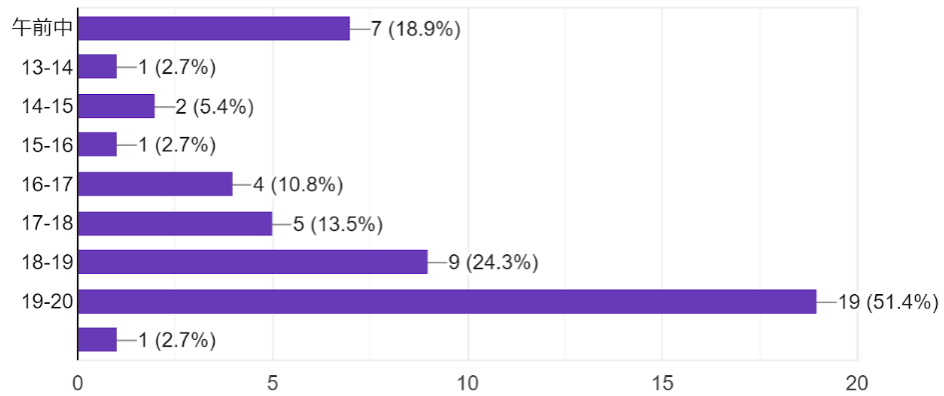


必要だと感じたら行う…39,  
名前を出すのは難しい…察してください…2, 行いたくない…1,  
その他（転園も視野に入れる）…1

⑦ もし、法人からの説明会が開催されるとしたら、どの曜日が参加しやすいですか？当てはまるもの全て（36件）



どの時間帯が参加しやすいですか？当てはまるもの全て（37件）



お子さんのクラス（44件）

